

佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱第4条第2項の規定に基づき定める額は、以下のとおりとし、令和7年3月20日以後に公告等を行う案件から適用する。

職種名	1時間当たりの最低労働賃金単価(円)
特殊作業員	2,360
普通作業員	1,980
軽作業員	1,560
造園工	2,410
法面工	2,950
とび工	2,670
石工	3,210
ブロック工	2,780
電工	2,600
鉄筋工	2,710
鉄骨工	2,550
塗装工	2,910
溶接工	2,920
運転手(特殊)	2,860
運転手(一般)	2,420
潜かん工	3,870
潜かん世話役	4,790
さく岩工	3,740
トンネル特殊工	4,320
トンネル作業員	3,040
トンネル世話役	4,690
橋りょう特殊工	3,340
橋りょう塗装工	3,400
橋りょう世話役	4,020
土木一般世話役	2,880
高級船員	3,430
普通船員	2,690
潜水土	4,520
潜水連絡員	2,850
潜水送気員	2,940
軌道工	3,690
型わく工	2,940
大工	2,850
左官	2,830
配管工	2,410
はつり工	2,930
防水工	2,860
板金工	2,820
サッシ工	3,570
内装工	2,990
ガラス工	2,910
建具工	2,520
ダクト工	2,440
保温工	2,580
設備機械工	2,840
交通誘導警備員A	1,650
交通誘導警備員B	1,460